

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第49号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条発達相談所の款発達相談課の項中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 法による障害児施設給付費、高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児施設医療費の支給に関すること。

(9) 法による指定知的障害児施設等の指定、指導及び監督に関すること。

第6条第9項第3号中「第12号及び第13号」を「第14号及び第15号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)